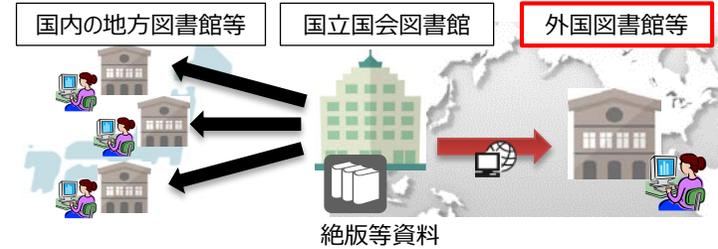


(1) 国立国会図書館による外国図書館への資料送信サービス

国立国会図書館が行っている絶版等入手困難な資料の送信サービスについて、国内の図書館等に加えて、**外国の図書館等への資料の送信を可能**とする。



(2) 作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用

現行制度上、美術館等が作品を展示する際、**観覧者のために、作品の解説・紹介**をするための**小冊子**に美術・写真の著作物を掲載することが可能。同様のことをタブレット端末やデジタルオーディオガイドのような**電子機器**においても**可能**とする。

また、美術館等が展示する作品の情報を**インターネットで紹介する際、美術・写真の著作物のサムネイル画像(小さな画像)を合わせて提供する**ことを**可能**とする。

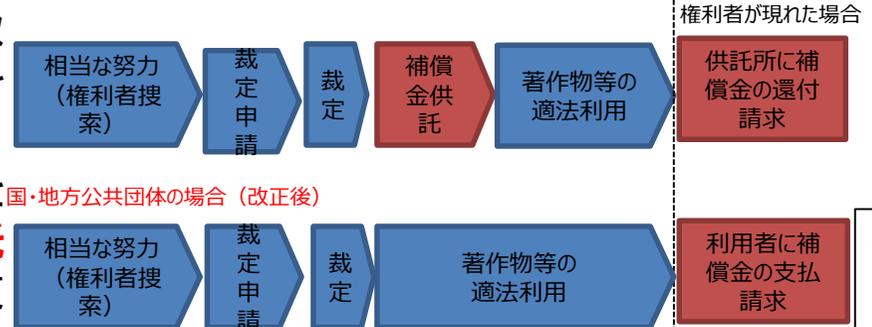


(3) 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直し

現行制度上、一定の搜索努力を講じても権利者と連絡を取ることができない場合、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、適法にその著作物等の利用が可能。

今回、権利者が現れた時に補償金の支払を確実に行うことが期待できる**国、地方公共団体等については、補償金の供託を不要**とし、代わりに、権利者が現れた時に**直接補償金を支払う**ことを義務づける。

【裁定制度の流れ】



国・地方公共団体の場合(改正後)